

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 20) (法人住民税、事業税:義(自動連動))(地方税 22)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税 20) (個人住民税:外(自動連動))(地方税 22)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 —	
		《要望の内容》 親族以外の第三者に対して事業承継を行う際に生ずる税負担や資金繰り負担を緩和することにより、事業承継をより一層円滑に行える環境を整備し、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る。	
		《関係条項》 —	
5	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成30年～令和12年3月31日	
7	創設年度及び改正経緯	—	
8	適用又は延長期間	令和11年度末まで	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が増加すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。</p> <p>昨年に法人版事業承継税制を抜本的に拡充し、本年は個人版事業承継税制を創設することで、主として親族内での事業承継を後押しする税制が措置されたところではあるが、後継者不在の中小企業経営者に対して、株式譲渡や事業譲渡等のM&Aを用いた第三者に対する事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することで、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る。</p>

《政策目的の根拠》

2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。

このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ。他方、これらの税制措置は後継者が存在する中小企業の事業承継の後押しについて有効な措置ではあるが、後継者不在の中小企業はこれらの税制措置を活用することができない。

事業承継の準備を早期に進める必要がある、60代の経営者が経営する中小企業について見てみると、後継者不在率は5割を超えているというデータも存在することから、これらの後継者不在の中小企業についても事業承継を促進することが必要。事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。

実際、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンの維持・発展につながっているケースも近年見られる。また、経営者の年齢が若いと売上高等の業績が改善される傾向にあること、M&Aを実施した中小企業の多くは販路拡大や利益率の向上といった成果を実現できていること等から、次世代への経営の引継ぎを促進することは、地域経済の活性化や雇用の維持にも繋がるものと考えられる。

こうした第三者への事業承継がより活発に行われるインセンティブを設けることにより、次世代への経営の引継ぎを加速させることが必要不可欠。

○「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日)

第4章 人口減少下での地方施策の強化

6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

(2)新たに講ずべき具体的施策

ii)新陳代謝の促進

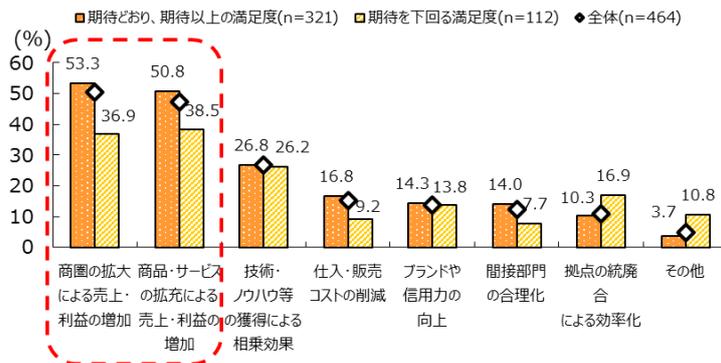
・2018年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。

○2018年時点における代表者の年代別後継者不在率

代表者年代	後継者不在率 (2018年)
30代未満	94.1
30代	92.7
40代	88.2
50代	74.8
60代	52.3
70代	42.0
80代以上	33.2
平均	66.4

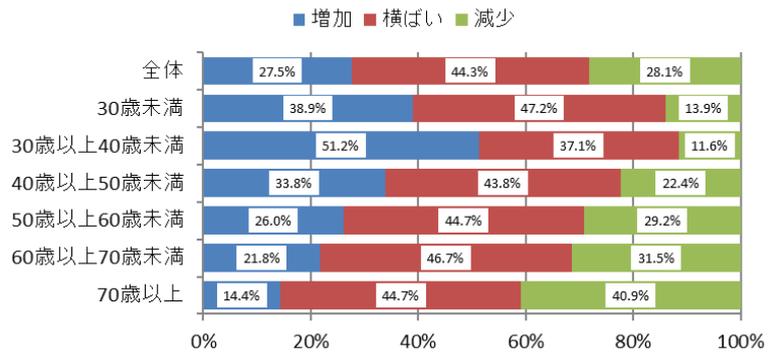
(出典) 帝国データバンク 全国後継者不在企業動向調査(2018年)

○M&A実施の具体的効果



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「成長に向けた企業間連携等に関する調査」(2017年11月)
 (注) 1.複数回している者については、直近のM&Aについて回答している。 2.複数回答可実施能

○経営者年齢別に見た売上高の傾向



(出典) 平成28年度中小企業庁委託調査

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標)</p> <p>I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策大目標)</p> <p>1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標)</p> <p>1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続や更なる発展を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。</p> <p>現状を放置すれば後継者不在により廃業せざるを得ない中小企業数は増加し、地域経済や雇用への悪影響が見込まれるが、第三者に対して事業を承継することに対してインセンティブを設けることで第三者による事業承継が促進されれば、事業の存続や新しい経営者の下での更なる事業の発展を見込むことができると考えられる。</p>
10	有効性等	① 適用数	精査中
		② 適用額	精査中
		③ 減収額	精査中
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、3万件台から4万件台に推移している。この傾向は、今後10年の間に経営者の平均引退年齢である70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者の数が約245万人となることを踏まえると、今後も増加傾向にあることが見込まれる。</p> <p>経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続や更なる発展を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。</p>

			<p>休業・解散件数の推移</p> <p>資料：(株)東京商工リサーチ「2018年「休業・解散企業」動向調査」 (注)1.休業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。 2.解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。</p>
		<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置は、後継者の不在で廃業する可能性のある事業者に対して第三者への事業承継に向けたインセンティブを設けることで第三者への事業承継を促進するもの。それによって、本来であれば廃業せざるをえなかった事業が新しい経営者に引き継がれることで当該事業の存続や更なる発展が見込まれ、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持につながる。</p> <p>後継者の不在で廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を第三者に承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>税制措置は、①要件を満たす中小企業・小規模事業者が広く利用を検討できること、②応募期間や予算枠等の関係で制約の多い補助金と異なり、機動的な利用を検討できること、③事業承継の当事者に発生する税負担や資金繰り負担を直接的に緩和できること等の理由から、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継という政策目標を達成するためには租税特別措置等によることが適当。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎを支援するため、マッチング支援を行う「事業引継ぎ支援センター」を全国47都道府県に設置している。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ、現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがあるとされており、措置を講じなければ地域経済にも大きな影響が生ずることが見込まれる。</p> <p>本税制措置により法人税や所得税に減収が発生すれば、それに連</p>

			動して住民税や事業税についても減収が発生することになるが、廃業するはずだった事業が新たな経営者の下で存続し、更なる発展を経る可能性もあり、地方税収の維持や増進に寄与する。したがって、本税制措置の創設は地方公共団体にとって重要。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—